

【 ベガルタ仙台ボランティアクラブ規約 】

第1章 総 則

(名称)

第1条 このボランティア組織は、ベガルタ仙台ボランティアクラブ(以下、「本クラブ」という。)と称する。

(窓口)

第2条 本クラブの窓口は、仙台市青葉区本町3丁目6-16 漁信基ビル4F(株)ベガルタ仙台内に置く。

(活動目的)

第3条 本クラブは、ボランティア精神に則りベガルタ仙台ホームゲームの運営サポート活動などを通じて、ベガルタ仙台が地域に愛され世界に誇れるクラブとなるよう貢献し、さらに地域における世代や立場を超えた交流の促進や、スポーツ文化の振興に寄与することを活動目的とする。

(活動理念)

第4条 本クラブの活動理念として、以下の各号掲げる。

- (1) 私たちは、ベガルタ仙台ホームゲームが円滑に運営されるようベガルタ仙台に関するコンセプトや諸規定を深く理解して活動します。
- (2) 私たちは、ベガルタ仙台関係者やお客様及び関連市民団体等と積極的に協力し、安全・きれいで楽しいスタジアムを目指します。
- (3) 私たちは、全てのお客様に対して、笑顔で親切な対応を心がけます。
- (4) 私たちは、お互いに助け合い、ボランティア業務が円滑に行われるよう努めます。
- (5) 私たちは、ボランティア活動を通じて、社会性を高め、ベガルタ仙台をサポートする仲間の輪を広げます。

(活動内容)

第5条 本クラブは本規約第3条の目的を達成するため、前条の活動理念に則り、以下に掲げる各号を活動内容とする。

- (1) ベガルタ仙台ホームゲームなどの運営サポートに関する事。
- (2) (1)を通じた各種啓蒙活動。
- (3) 本クラブ組織の運営・拡充に関する事。
- (4) その他、本クラブの目的達成に必要な事。

第2章 登 録

(募集)

第6条 本クラブで活動するボランティア(以下、「メンバー」という。)は、(株)ベガルタ仙台が募集する。

(資格)

第7条 メンバーは、ベガルタ仙台を愛しボランティア精神にあふれ、本規約第3条の活動目的及び第4条の活動理念に賛同し、健康上支障なく活動できる個人とする。

- 2 メンバーは、高校生以上(又はそれに準ずる年齢以上)の者とし、且つ未成年の者は、保護者の同意を必要とする。
- 3 メンバーは、(株)ベガルタ仙台が主催するベガルタ仙台ホームゲームに年間で5回以上活動できる者とする。
- 4 その他、メンバーは、(株)ベガルタ仙台及び本クラブが配布するマニュアル等の内容について、よく理解し遵守できる者とする。

(登録)

第8条 メンバーとして活動しようとする者は、あらかじめ(株)ベガルタ仙台へ必要事項を登録しなければならない。

- 2 前項の申請は、仮登録をして3回体験活動をした後継続して活動できる場合、原則として本人が行う。
- 3 メンバー本登録は、(株)ベガルタ仙台が前条に掲げる資格を満たしていると判断した者について認める。
- 4 メンバーは、登録事項に変更があったとき、又は(株)ベガルタ仙台より求めがあったとき、該当事項について速やかに変更届を提出しなければならない。

(登録の解除)

第9条 メンバー登録を解除したい者は、別に定める退会届を(株)ベガルタ仙台に提出することで、随時登録を解除することができる。

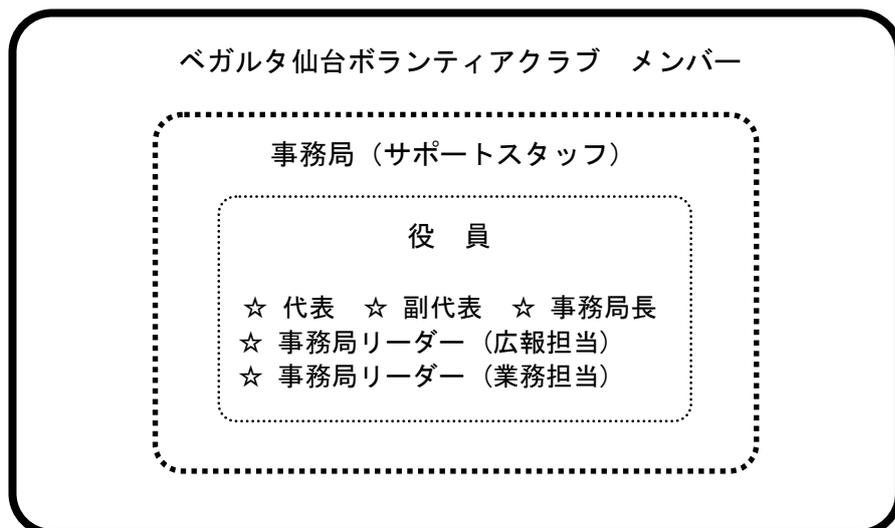
- 2 (株)ベガルタ仙台は、メンバーが以下の各号に掲げることに該当したと認められる場合、本クラブ役員に確認後、当該メンバーの登録を解除することができる。
 - (1) (株)ベガルタ仙台及び本クラブが定める諸規定に対し重大な違反行為を行った場合
 - (2) (株)ベガルタ仙台及び本クラブ役員の指示や指導に再三にわたって従わず、(株)ベガルタ仙台及び本ク

- ラブ、もしくはお客様等に損害を与えた場合
- (3) Jリーグやベガルタ仙台及び本クラブの活動目的等にそぐわないと明らかに判断される行為を公然と行った場合
 - (4) 音信不通の状態が1年以上続いた場合
 - (5) 2年間継続して参加実績が無い場合
 - (6) 3回連続で無断欠席をした場合
 - (7) その他、社会通念上著しく逸脱した行為があった場合

第3章 組織

(組織)

第10条 本クラブの組織は以下の通りである。



(事務局)

- 第11条 本クラブ内に事務局を置く。
- 2 事務局は、本クラブが楽しく活動できるように活動する。
 - 3 事務局は、サポートスタッフにより構成される。
 - 4 サポートスタッフは、メンバーの中で本クラブ運営活動に意欲がある者とする。

(役員)

- 第12条 本クラブは、サポートスタッフの中から以下の各号に掲げる役員を置く。
- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 1名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局リーダー (広報担当) 1名
 - (5) 事務局リーダー (業務担当) 1名
- 2 事務局長及び各リーダーは、必要に応じて補佐役 (サブリーダー等) を各々置くことができる。
 - 3 前項にて設置される各補佐役は、各役員の仕事をもつて、その職務を代理することができる。
 - 4 事務局長及び各リーダーは、兼務することができる。

(役員を選任)

- 第13条 役員は、任期満了の概ね1ヶ月前迄に事務局会議によって選任され、(株)ベガルタ仙台が委嘱する。
- 2 事務局長は、本条各項の実施について、適時、メンバーに公示しなければならない。

(役員任期)

- 第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠による役員任期は、前任者の残りの任期とする。
 - 3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、その職を行なわなければならない。

(役員職務)

- 第15条 代表は、本クラブを代表する。
- 2 副代表は、代表を補佐し代表不在時にはその職務を代行する。
 - 3 事務局長は、本クラブ事務局活動を代表し、円滑な活動を推進する。
 - 4 事務局リーダー (広報担当) は、本クラブ広報活動を推進する。

5 事務局リーダー(業務担当)は、本クラブ業務活動を推進する。

(役員解任)

第16条 ㈱ベガルタ仙台は、役員が以下に掲げる各号に該当した場合、その役を解任することができる。

- (1) 本人より退任意思の届出を受理した場合
- (2) 本規約第9条によりメンバー登録を解除された場合、又はそれに準ずる場合
- (3) 役員会にて、解任の弾劾決議がなされた場合

2 代表は、役員が以下に掲げる各号に該当した場合、その役を解任することができる。

- (1) 本人より退任意思の届出を受理した場合
- (2) 本規約第9条によりメンバー登録を解除された場合、又はそれに準ずる場合
- (3) 役員会にて、解任の弾劾決議がなされた場合

第4章 会議

(役員会)

第17条 役員会は、本規約第12条にて定める役員により構成される。

2 役員会は、適時、代表が召集する。

3 役員会は、以下に掲げる各号について、審議し承認する。

- (1) 本クラブを代表し重要と認められる事項
- (2) その他、事務局会議の決議を要しない緊急なことの執行に関する事項

4 役員会は、前項に際し、必要に応じ㈱ベガルタ仙台と協議しなければならない。

5 代表は、本条第3項第1号に該当する事項の審議等の内容について、必要に応じ随時メンバーに公示しなければならない。

(サポートスタッフミーティング)

第18条 サポートスタッフミーティング(以下、「ミーティング」という。)は、サポートスタッフで構成される。

2 ミーティングは、適時、代表が招集し事務局長が主管する。

3 ミーティングは、以下に掲げる事項について、立案や検討及び決議する。

- (1) 本クラブの通常活動に関する事項
- (2) 本クラブの事務局運営に関する事項
- (3) その他、本規約において定める事項

4 ミーティングは、前項について、必要に応じ随時サポートスタッフ以外のメンバーの意見をきかなければならない。

5 代表は、本条第3項にて定める事項の決議等の内容について、必要に応じ随時メンバーに公示しなければならない。

(報告会)

第19条 報告会は、メンバー全員が出席することができる。

2 報告会は、年に1度以上開催する。

3 報告会は、以下に掲げる事項について、報告や意見交換を行う。

- (1) 本クラブの運営に関する事項
- (2) 本クラブ事務局の活動内容に関する事項

(総会)

第20条 総会は、メンバー全員が出席することができる。

2 総会は、必要に応じて代表が召集する。

3 総会は、代表が役員会又はミーティングでも判断しかねるとした重大事項について審議し、メンバーの過半数をもって決議することができる。

(細則)

第21条 本規約に定めのない事項で必要なものは、役員会において立案及び決議し、ミーティングでの承認を経て、別に細則を定める。

2 本規約の改廃は、役員会において立案及び決議し、ミーティングでの承認を経ることとする。

3 代表は、本条第1項及び第2項の実施について、メンバーに対し速やかに公示しなければならない。

(附則)

本規約は、平成19年2月1日より施行される。

本規約は、平成20年11月28日より改正される。

本規約は、平成22年11月20日より改正される。

本規約は、平成25年11月30日より改正される。

本規約は、平成28年6月5日より改正される。